

在籍校が出席扱いとする フリースクールへの通学費支援

中高生がフリースクールに通う場合、①と②の両方に該当すればバス・モノレール通学費の支援を受けられます

対象者について

(①と②の両方に該当)

フリースクールって何？

ここでいうフリースクールは、何らかの理由で不登校となっている生徒を主に受け入れている民間の施設を指します



①所得要件を満たす方 (次のア～ウのいずれかに該当)

- ア 最新年度の都道府県民税及び市町村民税所得割が非課税世帯
- イ 児童扶養手当または母子及び父子家庭等医療費助成受給世帯
- ウ 離職等の家計急変により ア と同程度の収入状況と見込まれる世帯

②フリースクール（通所区域がない施設に限る） で恒常的に相談・指導等を受けており、 在籍校が指導要録上の出席扱いとされている中高生

在籍校が発行する指導要録上の取扱いに関する書類を提出する必要があります。

申請の方法等については、下記の番号にお問い合わせいただくか、沖縄県教育委員会のホームページをご覧ください

バス通学支援 教育委員会



【お問い合わせ】

教育支援課（バス通学費等支援専用ダイヤル）098-866-2116